

## 勤務医に必要な労働法規関連

江原 朗\*

[要旨] 高齢化の進行や家庭の育児能力の低下から、夜間・休日の救急外来等の受診が増加し、勤務医の疲弊と退職が社会問題化している。こうした中で、病院における労働基準法違反が顕在化してきた。特に、当直が宿日直ではなく、夜間・休日の通常勤務であることが指摘されている。宿日直手当は、日給の3分の1程度の支給ですむものの、救急外来や臨時手術を夜間・休日に行った場合、割増賃金を支給する必要がある。継続性のある医療を構築するには、労働法規を遵守した労務管理が不可欠である。

キーワード：労働基準法，勤務医，サービス残業，医療安全

### はじめに

医師の過重労働が社会問題化している<sup>1)</sup>。特に、激務である外科においては、医師数の減少も見られている<sup>2)</sup>。さらに、昨今、労働基準監督署の病院への立ち入りにより、医療職への時間外割増賃金の不払いが顕在化した。MedFax(平成22年11月8日)によれば、2009年4月から2010年3月までの1年間に労働基準法違反などで是正勧告が実施された医療保健業の事業場数(病院・診療所など)は1,216件、定期監督を実施した事業場の82.4%に及ぶ。全業種平均の65.0%に比べて著しく高く、違反率は映画・演劇業の84.4%に次いで第2位である。

これまで、「医は仁術」との意識のもとに、夜間・休日もいとわずに医師は診療に従事してきた。しかし、医師の応召義務を遵守することと、時間外等の割増賃金の支給を受けないことは別物である。プロであるならば、その診療行為に対して相当額の支払いを受けることは当然のことである。

### I 平成21年頃から病院の労働基準法違反が顕在化

医師の当直に対して、時間外・休日・深夜の割増賃金が支払われていないと報道される機会がここ2～3年増えている。

まず、「当直が、宿日直ではなく、時間外・休日勤務である事例」が大きく報じられた。県立奈良病院の産婦人科医師が、当直勤務に対して割増賃金を求める訴訟を提起し、その判決を読売新聞が報じた(平成21年4月23日)。当直時間帯に救急外来や分娩、手術を常態的に行っているため、当直に対する時間外・休日の割増賃金の支払いを奈良県に対して求めたのである。平成21年4月22日、奈良地裁は、「夜間・休日の当直は時間外・休日勤務にあたり、割増賃金を支払わないのは労働基準法違反にあたる」との司法判断を行っている。

また、病院における「名ばかり管理職問題」を産経新聞が報じている(平成20年4月23日)。そして、

\*小樽市保健所

平成20年4月28日、天津労働基準監督署は、「滋賀県立成人病センターが部長職以上の医師について時間外・休日および深夜の割増賃金の支払いを行っていない」として是正勧告を行った。しかし、この事件は是正勧告にとどまらなかった。残業代を規定より少なく算定したとして、天津労働基準監督署は同センターを運営する県病院事業庁と幹部らを書類送検した(平成21年3月28日、四国新聞)。労働法規を遵守しない労務管理を行った使用者は、刑事罰に相当する可能性が示されたのである。

また、「全国の救命救急センターのうち、睡眠が十分取れないまま患者に対応する救急医の泊まり勤務を“宿直”として扱う施設が5割を超している」との調査結果を毎日新聞は報じている(平成21年5月24日)。

こうした異常な労務管理は、国会の場でも議論されるに至っている。衆議院予算委員会(平成21年5月7日)において、勤務医のサービス残業に関する質問がなされ、麻生総理大臣は、「(サービス残業していたことについては)私は払われてしかるべきなんだと思います」と答弁している。

## II 勤務医に対する労働基準法違反

病院における労働基準法違反のおもな項目は、上限時間を超えた労働(第32条違反)と時間外等の割増賃金の不払い(第37条違反)が大半を占める。

もちろん、労働基準監督署が各病院に是正勧告を行っても、その文書を各労働局は開示しない。「開示することにより、事業場に対する信用を低下させ、正当な利益を害するおそれがあること」(情報公開法第5条2号イ)、「開示することにより、労働基準関係法令の履行確保を図る監督指導業務の適正な遂行という目的に著しい支障を及ぼすおそれがあること」(情報公開法 第5条4号及び6号)が認められる場合は、情報公開法による行政文書の公開はしないとされているからである。

しかし、国公立大学病院、国公立病院を設置して

いる独立行政法人や地方自治体は、情報公開制度を有している。そこで、労働基準監督署から是正勧告を受けた国立大学病院、都道府県立病院および市町村立病院の名称を2つの新聞データベースから特定し、これらの施設に交付された是正勧告書を入手して違法行為が何であったのか解析することにした。

朝日新聞および読売新聞の記事情報データベースを用い、平成20年8月23日までに是正勧告を受けた病院の特定を行った。朝日新聞は昭和59年8月から、読売新聞は昭和61年9月からの記事を対象とした。なお、この2紙で全国紙5紙の発行部数の66%を占めている(新聞広告データアーカイブ、平成21年4月7日現在)。

「病院×是正勧告」のキーワードで検索すると17病院19件の是正勧告に関する記事が存在した。そこで、各病院を開業している国立大学法人、地方自治体に開示請求書を提出して是正勧告書の写しを入手した。

17病院19件の是正勧告書における労働基準法違反の内容は表1のとおりである。地方別の是正勧告件数は、東北1件、関東2件、中部6件、近畿2件、中国3県、九州・沖縄5件である。設置者は、国立大学9件、都道府県7件、市町村3件である。

労働基準法の違反条項は、15条(労働条件の明示)3件、24条(賃金の支払い)1件、32条(労働時間)14件、34条(休憩)4件、35条(休日)1件、37条(時間外、休日及び深夜の割増賃金)17件、89条(就業規則の作成及び届出の義務)1件、108条(賃金台帳)3件、109条(記録の保存)1件であった。特に、労働基準法第32条(労働時間)および第37条(時間外、休日及び深夜の割増賃金)の違反が多かった。

まず、第32条違反であるが、労働基準法による法定労働時間は週40時間である。もちろん、病院勤務医のタイムスタディでは、常勤勤務医の平均勤務時間は週63.3時間<sup>3)</sup>とも報告されており、週40時間勤務では診療が成り立たない。確かに、週40時間を超えた時間外・休日の勤務は、労働基準法第

表1 国公立病院における労働基準法違反(朝日・読売報道分)

条項				15条	24条	32条	34条	35条	37条	89条	108条	109条
病院名	地方	開設者	交付	労働条件 の明示	賃金の 支払い	労働時間	休憩	休日	時間外, 休日及び 深夜の 割増賃金	就業規則 の作成及 び届出の 義務	賃金台帳	記録の 保存
A	関東	県	2000/3/10			×			×			
B	近畿	市	2003/7/30			×			×			
C	九州・沖縄	学	2004/7/30			×						
D	中部	学	2004/9/14			×			×			
E	九州・沖縄	学	2005/4/20						×		×	
F	九州・沖縄	学	2005/11/30						×			
G	中部	県	2005/12/2			×	×		×			
H	中国	市	2006/1/20	×		×			×	×		
C	九州・沖縄	学	2006/3/6			×			×			
I	中部	学	2007/4/24						×			
I	中部	学	2007/4/25			×						
J	中部	県	2007/5/22						×			
K	九州・沖縄	県	2007/5/28			×			×		×	
L	東北	市	2007/5/29		×	×	×		×		×	
M	関東	学	2007/12/12						×			×
N	中国	県	2008/2/12	×		×	×	×	×			
O	中国	学	2008/2/14			×	×		×			
P	近畿	県	2008/4/18			×			×			
Q	中部	県	2008/4/25	×		×			×			
違反件数				3	1	14	4	1	17	1	3	1

17施設19件。開設者は、学：国立大学法人、県：都道府県、市：市町村を表す。

[文献10]より引用]

36条1項に基づく労使協定(36協定)を締結し、その分の割増賃金を支払えば、第32条違反にはならない。にもかかわらず、多くの施設が労使協定を締結せずに週40時間を超える勤務を行わせていた。

そればかりではない。是正勧告を受けた19件中17件では、時間外、休日及び深夜の割増賃金が支払われていない。表2に示すとおり、時間外(22時から翌5時を除く)は2割5分増、休日は3割5分増、平日深夜は5割増、休日深夜は6割増の割増賃金の支払いが必要になる。医師の給与が他職種と比べて高いにしても、病院における割増賃金の支払い義務は免除されない。

### Ⅲ 当直と宿日直の違い

県立奈良病院での当直をめぐる訴訟や、前述の労働基準法第37条違反(時間外、休日及び深夜の割増

表2 時間外・休日・深夜労働の割増率

割増率	時間外 (除22時～5時)	深夜 (22時～5時)
平日	2割5分増	5割増
休日	3割5分増	6割増

時間外労働は月60時間以上の場合、5割増となる。

賃金の不払い)における争点は、夜間・休日の当直が宿日直に当たるかどうかということである。

宿日直に関しては、明確な定義がある。平成14年、厚生労働省労働基準局長名で、「医療機関における休日及び夜間勤務の適正化について」との通達<sup>4)</sup>が出された。この中で、宿日直を「医療機関における原則として診療行為を行わない休日及び夜間勤務については、病室の定時巡回、少数の要注意患者の定時検脈など、軽度又は短時間の業務のみが行われて

表3 医師における平日夜間の割増賃金(22～翌日5時の深夜帯を含む夜間16時間勤務の場合)

項目	計算式	割増賃金(16時間分, 単位円)
平日割増賃金	$4,850 \text{円} \times (9 \text{時間} \times 1.25 + 7 \text{時間} \times 1.5)$	105,488円
(参考)宿日直手当	$4,850 \text{円} \times 8 \text{時間} \times 1/3$	12,933円

平成21年賃金構造基本統計調査によれば, 医師(男女計)の所定内給与は月額80万5200円, 所定内実労働時間数166時間である. 時間内の労働時間と賃金から時給を割り出すと, 4850円/時間となる.

表4 医師の労働時間の短縮が医療安全に与える影響

著者	対照	介入	結果
Landrigan	1勤務あたり34時間	1勤務あたり16時間	医療過誤: 136対100.1/1000患者・日
Baldwin	週80時間以上対週80時間未満		週80時間以上勤務する医師はそれ未満の医師よりも1.58倍重大な医療事故に遭遇する
Bailit	1勤務あたり36時間	1勤務あたり24時間	出産後の出血: 2.0%対1.2% 新生児の蘇生: 30.1%対26.3%
Mann	1勤務あたり33時間 (1勤務あたり2.75時間睡眠)	1勤務あたり33時間 (1勤務あたり5.75時間睡眠)	誤診1.69件対1.0件/勤務
Davydov	処方ミスと勤務開始後経過時間との相関		相関なし
Lee	1勤務あたり28.2±1.6時間	1勤務あたり12.0±0時間	医療事故, 誤診の発生に有意差なし (月9件対月6件)
(週平均の労働時間)			
Rogers	卒後1年: 90.82時間	76.85時間	有意差なし
	卒後2年: 85.95時間	80.66時間	(合併症, 診断の遅れ, 誤診)
	卒後4年: 91.75時間	81.80時間	

[文献7), 8)より引用]

いる場合には, 宿日直勤務として取り扱われてきたところである。」と規定している. 当直勤務により, 夜間・休日の救急外来その他の通常勤務を行う場合, 宿日直には相当しない.

宿日直と時間外, 休日及び深夜の勤務では支給額がまったく異なる(表3). 宿日直では, 1日平均額の3分の1の手当支給(医師の場合, 1万円強)ですむが, 時間外・休日・深夜の割増賃金を支払うとすれば, 平日でも10万円を超える. この差額9万円程度が不払いとされる<sup>5), 6)</sup>.

なお, 当直が宿日直ではないとの指摘を行ったのは, 労働基準監督署に限らない. 税務署も, 当直を宿日直として認めていない事例が存在する. 国税庁の通達では, 宿日直勤務1回の手当のうち4,000円は非課税となる(所得税基本通達, 法第28条給与所

得関係). しかし, 勤務中に医療行為を行った場合は, 宿日直勤務とみなされずに通常勤務とされ, 支給された宿日直手当全額が課税対象となる. 長崎市立の3病院では, 非課税扱いとしてきた医師の宿日直手当などについて, 長崎税務署から約1,187万円の追加徴収の告知を受けている(読売新聞 西部朝刊, 平成19年5月15日).

#### IV 長時間労働と医療安全(表4)

次に医師の長時間労働が患者の医療安全を脅かさないのか. この疑問を解決するため, 文献データベースを用いて, 医師の労働時間と患者の医療安全に関する論文を検索, 検討した<sup>7), 8)</sup>.

医学データベースMEDLINEとEMBASEを利用して, 2005年8月に文献検索を行った. 検索用語は,

表5 医師の勤務時間上限の国際比較

	EU	USA (ACGME)	日本
規制の様式	EU議会の決議	卒後研修施設認定組織の規定	労働基準法
施行	2011.12.17	2003.7.1 2011.7.1修正	1947.4.7
労働時間の上限 (時間/週)	平均48時間	平均80時間	40時間
連続最大 労働時間		1年目16時間 2年目以上24時間	
例外規定	週60～65時間の 例外規定 (施行日で撤廃)	一部週88時間の 例外あり	36協定で時間外・休日の延長労働が可能
オンコール	すべて労働時間		一審では認められなかったが、二審でも同様 (民事訴訟)

ACGME: Accreditation Council for Graduate Medical Education

〔文献1〕より引用]

「work hours × medical errors」, 「work hours × patient safety」, 「work hours × malpractice」とした。上記の検索条件に合致した文献については、すべての要約を検討し、必要に応じて要約のもととなる論文を取り寄せた。この中で、労働時間と直接的な患者への影響を検討した論文を本研究の対象とした。

これらの論文を読んだ結果、医師の労働時間と患者への直接的な影響を取り扱った論文は7つ存在していた。7つの論文を解析したところ、4つの研究では、労働時間の短縮により、患者の不利益になる有害事象を減少させることができると結論していた。一方、3つの研究では、労働時間の長短で患者への有害事象の発生率に有意差を認めなかったと結論していた。しかし、医師の労働時間を短縮することで、医療安全の悪化が見られたとの報告は見出せなかった。

もちろん、「医師の労働時間を短縮すれば、医療過誤を減らすことができる」と簡単には結論できない。医師の労働時間が短縮されれば、申し送りの回数が増えるからである。また、現時点ではエビデンスレベルの高い論文はごくわずかしかない。したが

って、「医師の労働時間を短縮しても、患者には悪影響を与えないのではないか」としかいえない。しかし、申し送りの体制を十分に吟味すれば、医師の労働時間の上限を設定しても問題は生じず、医療過誤を減らすことはできるかもしれない。

## V 医師の労働時間の国際比較

医師の労働時間の規制を表5に示す<sup>1)</sup>。EUでは、2011年12月からオンコールも含めて医師の勤務時間が週48時間に規制される。これまでは、例外規定で勤務時間の延長が認められたが、以後例外規定は撤廃される。さらに、アメリカでも研修医の勤務時間が週80時間に制限されている。確かに、法的な制限ではないが、この規則を守らなければ、研修病院の認定が取り消される可能性もある。したがって、各研修病院の勤務時間規制のコンプライアンスは高いと思われる。

一方、日本では、勤務時間規制は労働基準法以外にない。アメリカで勤務時間の上限ができた背景には、18歳の女子学生が研修医の過労による医療過誤で死亡した事件があった(Libby Zion事件)。この事件に対し、大陪審は研修医の過労が事故を引き

起こすとして職場条件を改善すべきとの意見を付した。こうして、アメリカにおける医師の勤務条件は改善された。しかし、日本では、医療安全を目指して医師の勤務時間を制限する動きはない。法定労働時間は週40時間だが、36協定(労働基準法第36条1項に基づく時間外・休日労働に関する協定)を締結し、労働基準監督署に届け出ればそれを超えた勤務は可能である。さらに、時間外労働の基準は年360時間であるが、これを超えた36協定が直ちに無効とはいえない<sup>9)</sup>。したがって、労使が協定すれば時間外労働は青天井となりうる。医療者の労働衛生の観点だけではなく、医療安全の点でも問題がある。

### おわりに

日本の病院における労働基準法違反の実態を俯瞰した。さらに、医師の長時間勤務が医療安全に与える影響を検討した。

日本では、病院における医師の時間外、休日及び深夜の勤務に対して割増賃金を支給していない事例が数多く存在していた。

また、医師の勤務時間規制を欧米と比較すると、日本の医師の勤務環境は、医師の労働衛生上も、医療事故防止の観点からも欧米と比較して劣悪であることが判明した。

限りある医療資源を有効活用し、安心・安全な医療を提供するには、適切な労務管理が不可欠である。医療現場における法的なコンプライアンスが切に求められる。

### 参考文献

- 1) 江原朗：医師の過重労働—小児科医療の現場から—。勁草書房，東京，2009
- 2) 江原朗：明日の外科手術はだれがするのか—若手外科医の減少。日医雑誌 136：2247-2249，2008
- 3) 長谷川敏彦：医師労働環境の現状と課題。第12回医師の需給に関する検討会，平成18年3月
- 4) 厚生労働省労働基準局長通知：医療機関における休日及び夜間勤務の適正化について。基発第 0319007号，平成14年3月19日
- 5) 厚生労働省大臣官房統計情報部：平成21年賃金構造基本統計調査
- 6) 厚生労働省労働基準局監督課長通知：医療機関における休日及び夜間勤務の適正化の当面の対応について。基監発第1128001号，平成14年11月28日
- 7) 江原朗：医師の長時間労働は医療安全に有害ではないのか。医事新報 4263：73-78，2006
- 8) Ehara A：Are long physician working hours harmful to patient safety? *Pediatr Int* 50：175-178，2008
- 9) 労働省労働基準局長通知：労働基準法関係解釈例規の追加について。基発第169号，平成11年3月31日
- 10) 江原朗：国立大学病院・公立病院は労働基準監督署からどのような是正勧告を受けたのか。日小児会誌 113：1268-1270，2009

## Labor-related Laws and Physicians

Akira EHARA

Otaru City Health Center

Japanese physicians work long hours, with an average of 63.3 hours per week. Most of them work for 32 consecutive hours when they are on call. According to the Ministry of Health, Labour, and Welfare, 82.4% of inspected hospitals violated labor-related laws such as the Labor Standard Law, from April 2009 to March 2010.

Until now, despite many violations of labor-related laws in Japanese hospitals, few physicians complained to the government offices that oversee occupational standards because of their shortage of legal knowledge. Furthermore, Japanese people could buy medical services at low cost from physicians including residents, who work for a long time without proper wages.

However, Japanese medical residents were determined to be workers by the Supreme Court of Japan in 2005. Proper personnel management of physicians, including medical residents, is essential.

**Key Words :** Occupational health, Physician, Hospital, Patient safety

**The Journal of Japan Society for Clinical Anesthesia Vol.31 No.7, 2011**